

予備自衛官等 雇用企業を支える 各種制度



予備自衛官等と雇用企業のよりよい関係構築のために

国の制度がバックアップ



予備自衛官等制度とは、普段は社会人として企業などに勤務しながら、
年間で定められた日数の訓練に参加し、有事においては招集され自衛官となり、
国防や災害派遣などの任務に就く制度です。

	 予備自衛官	 即応 予備自衛官	 予備自衛官補
導入年度	昭和29年度	平成9年度	平成13年度
有事の際の 役割	第一線部隊が出動した時に、駐屯地の警備や後方支援等の任務に就きます。	第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務に就きます。	
招集区分	●防衛招集 ●国民保護等招集 ●災害招集 ●訓練招集	●防衛招集 ●国民保護等招集 ●治安招集 ●災害等招集 ●訓練招集	●教育訓練招集
平時における (教育)訓練日数	・3日間+2日間／年 または5日間／年 ※方面総監が特に必要と認める場合、6日間以上の訓練に参加可能	・30日(2日間～4日間程度の訓練を12回)／年	・予備自衛官補(一般)50日／3年以内 ・予備自衛官補(技能)10日間／2年以内 ※1回5日間
員 数	47,900人 (陸自:46,000人 海自:1,100人 空自:800人)	8,075人(陸自のみ)	4,621人 (陸自:4,600人 海自:21人)

雇用時の支援 1

安心して
雇用できる!



即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業(即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主)に給付金が支払われます。



支給要件は?※2

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

※1: 申請を受けた月から、支払の対象となります。 ※2: 支給要件を満たさなくなった場合には支給されません。

支給要件の確認要領は?

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
 - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
 - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

雇用時の支援 2

企業の社会貢献を
国が認定!



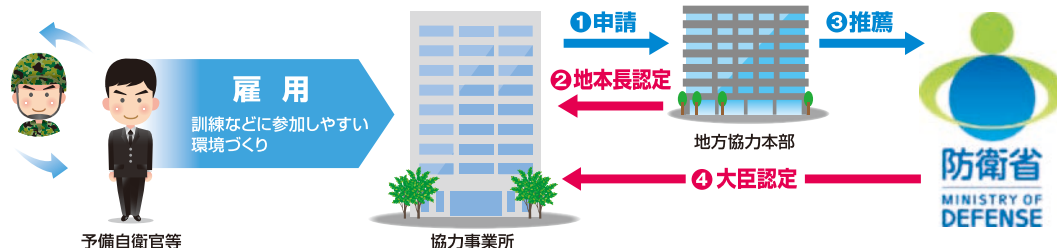
予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

社会貢献による
企業イメージUP

大臣認定証
地本長認定証

防衛省HP
での掲載



協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

●地本長認定協力事業所

申請のあった事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。認定は、即応予備自衛官又は予備自衛官が雇用されている事業所(1任期目の予備自衛官が1人のみ雇用されている事業所を除きます)から行います。

●大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から、国の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。

認定の有効期間、延長、失効及び取消しについて

●認定の有効期間

予備自衛官等協力事業所の有効期間は、3年となります。有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況を確認し、基準を満たしている場合には、有効期間は満了日の翌日から3年延長されます。

●認定の失効

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末尾の翌日にその効力を失います。

※有効期間の猶予期間について

有効期間満了前の確認により協力事業所としての基準が満たされていない場合、失効までに1年間の猶予期間を設けています。猶予期間が満了する際に、再度雇用状況等を確認し、予備自衛官等協力事業所としての基準が満たされていた場合には、遡って認定が延長されます。

●認定の取消し

虚偽の申請により認定がなされていたときなど予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でないと認められるときには、認定を取り消します。

平常時の支援

いつ招集？
期間は？



雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度です。

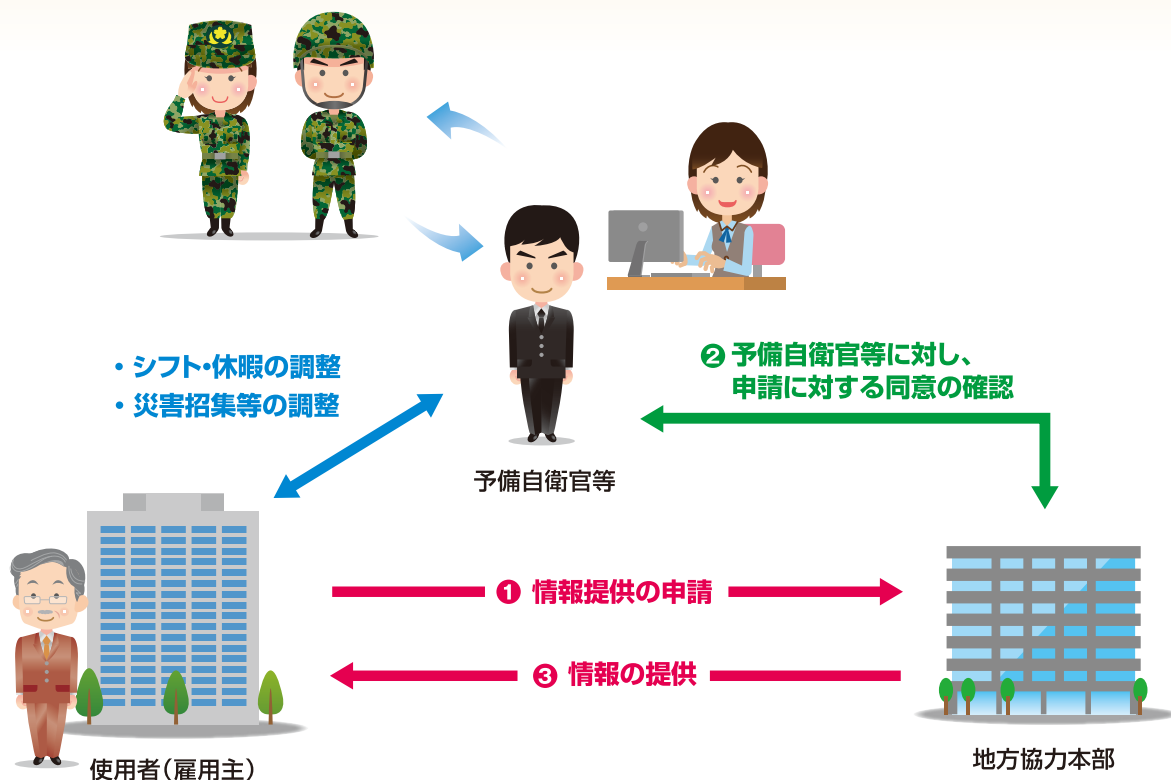
新たな情報提供制度の活用

訓練招集時

従業員である複数の予備自衛官等が同時に訓練で抜けないよう調整

実運用での招集時

- 予備自衛官等を複数雇用している雇用主とのローテーションの調整
- 招集予定期間等を事前にお知らせすることで、招集に対する理解を雇用主から得られる
- 被災した地元と遠方に振り分けての招集



提供する主な情報(自衛隊法施行規則第86条の4)

訓練招集に関して

参加可能な招集訓練の日程、
訓練内容、実施場所 等

実運用での 招集に関して

招集され自衛官となる期間の
見通し 等

実運用及び 訓練招集に関して

招集中に負傷した場合には、
負傷の程度や処置状況 等

招集時の支援

もしもの時の
負担をサポート



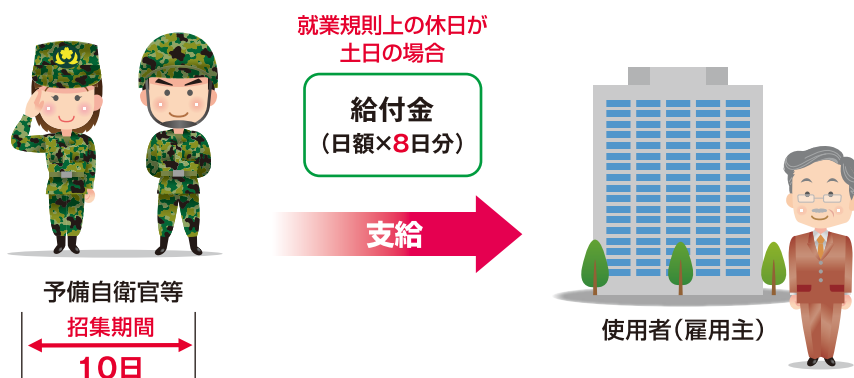
雇用企業協力確保給付金

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動・国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース①

防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合（就業規則における休日は除く）

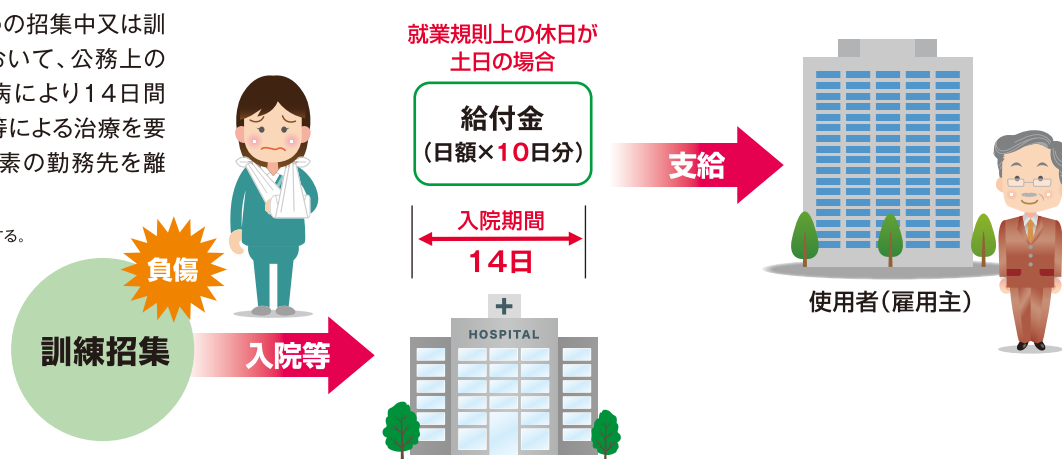


給付対象となるケース②

招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間（※）の入院等による治療を要するため、平素の勤務先を離れた場合

（※）上限を90日とする。



給付額

予備自衛官等である従業員が、平素の勤務先における事業に従事することができなかった日数



日額 34,000円

※ 就業規則における休日は除く。

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主（国、地方公共団体及び公共団体は除く）

※ 予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象とはなりません。

自衛隊地方協力本部所在一覧

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	WEBサイト
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5474	http://www.mod.go.jp/pc/sapporo/
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	http://www.mod.go.jp/pc/hakodate/
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(59)1002	http://www.mod.go.jp/pc/asahikawa/
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(27)0822	http://www.mod.go.jp/pc/obihiro/
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	http://www.mod.go.jp/pc/aomori/
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	http://www.mod.go.jp/pc/iwate/
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2611	http://www.mod.go.jp/pc/miyagi/
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	http://www.mod.go.jp/pc/akita/
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1-2F	023(622)0711	http://www.mod.go.jp/pc/yamagata/
福島	960-8162	福島市南町86	024(546)1920	http://www.mod.go.jp/pc/fukushima/
茨城	310-0011	水戸市三の丸3丁目11-9	029(231)3317	http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	http://www.mod.go.jp/pc/tochigi/
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	http://www.mod.go.jp/pc/gunma/
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	http://www.mod.go.jp/pc/saitama/
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	http://www.mod.go.jp/pc/chiba/
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10-1	03(3235)5560	http://www.mod.go.jp/pc/tokyo/
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9475	http://www.mod.go.jp/pc/kanagawa/
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	http://www.mod.go.jp/pc/niigata/
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府地方合同庁舎2F	055(253)1591	http://www.mod.go.jp/pc/yamanashi/
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	http://www.mod.go.jp/pc/nagano/
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	http://www.mod.go.jp/pc/sizuoka/
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	http://www.mod.go.jp/pc/toyama/
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎内3F	076(291)6215	http://www.mod.go.jp/pc/ishikawa/
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	http://www.mod.go.jp/pc/fukui/
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)5191	http://www.mod.go.jp/pc/gifu/
愛知	454-0003	名古屋市中区川区松重町3-41	052(331)6266	http://www.mod.go.jp/pc/aichi/
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	http://www.mod.go.jp/pc/mie/
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	http://www.mod.go.jp/pc/shiga/
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	http://www.mod.go.jp/pc/kyoto/
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3F	06(6942)0542	http://www.mod.go.jp/pc/osaka/
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)9779	http://www.mod.go.jp/pc/hyogo/
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	http://www.mod.go.jp/pc/nara/
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	http://www.mod.go.jp/pc/wakayama/
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	http://www.mod.go.jp/pc/tottori/
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	http://www.mod.go.jp/pc/shimane/
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	http://www.mod.go.jp/pc/okayama/
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	http://www.mod.go.jp/pc/hiroshima/
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	http://www.mod.go.jp/pc/yamaguchi/
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	http://www.mod.go.jp/pc/tokushima/
香川	760-0062	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	http://www.mod.go.jp/pc/kagawa/
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	http://www.mod.go.jp/pc/ehime/
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎6F	088(822)6128	http://www.mod.go.jp/pc/kochi/
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	http://www.mod.go.jp/pc/fukuoka/
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	http://www.mod.go.jp/pc/saga/
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F	095(826)8844	http://www.mod.go.jp/pc/nagasaki/
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎内	097(536)6271	http://www.mod.go.jp/pc/oita/
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2050	http://www.mod.go.jp/pc/kumamoto/
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	http://www.mod.go.jp/pc/miyazaki/
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	http://www.mod.go.jp/pc/kagoshima/
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	http://www.mod.go.jp/pc/okinawa/

※予備自衛官等制度でご不明な点は、最寄りの自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。また、「予備自衛官等制度ウェブサイト」も是非ご覧下さい。

予備自衛官等制度についての詳しい情報は



<http://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/>

<https://www.facebook.com/jgsdf.reserve>

予備自衛官

検索

スマートフォンで
いますぐアクセス

